

学校の部活動に係る活動方針

令和7年4月



久慈市立三崎中学校

本校では、学習指導要領に示されている「部活動の意義と留意点」を踏まえ、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」（岩手県教育委員会）、「久慈市立中学校の部活動運営方針」（久慈市教育委員会）に則り、部活動に係る活動方針を、以下のとおりとする。

「中学校学習指導要領 総則 部活動の意義と留意点（第1章第4の2（水））（平成29年3月）」

部活動は、教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校の教育活動の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

1 部活動のねらい

(1) 「生きる力」の育成

教員等の適切な指導の下でスポーツや文化的活動に興味と関心を持つ同好の生徒の主体的・計画的な部活動を展開することにより、心身の調和の取れた成長と体力・表現力の向上、豊かな人間性と学校生活の充実を図り、生徒の「生きる力」を育てる。

(2) 生涯スポーツ・文化的活動の基盤づくり

部活動を通して様々な運動や文化の楽しさと喜びを味わわせ、運動や文化に親しむ資質や能力を育成し、生涯にわたって体力の向上や健康の増進、文化的活動に親しむ生活の基盤を培う。

(3) 自主性・社会性の涵養

生徒が主体的に部活動に取り組むことにより、活動意欲の向上や責任感の醸成など自己を高める意欲と態度、自主的・自律的な心を養う。また、学級や学年を離れた集団的な活動を通して、互いを思いやり、好ましい人間関係を築こうとする連帯感や社会性を養う。

(4) 個性の伸長と地域のスポーツ・文化活動の振興

部活動を通して培われた競技力や表現力を活かしながら自らの個性をより良く伸長させるとともに、高められた競技力や表現力を積極的に発揮することにより、地域の人々のスポーツや文化的活動に親しむ生活の基盤づくりにつなげ、地域振興の一助とする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 方針の策定

- ① 校長は、学校の設置者である久慈市教育委員会の方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し公表する。
- ② 活動方針の策定にあたっては、「活動のねらい」「休養日と活動時間」「活動のきまり」など、教職員、保護者及び外部指導者等と共通理解を図る事項を明記する。

- ③ 部活動顧問は年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日、休養日、参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。
- ④ 練習時間を補完する目的で、引き続き同じメンバーにより行われる活動（父母会練習、スポーツ少年団活動）については、生徒の生活リズムや健康面の配慮から、学校設置者の方針を踏まえた活動となるよう校長及び部活動顧問と主催者は連携を図る。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教職員数、部活動指導員の配置状況を踏まえて、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方について検討し、適正な数の部を設置する。
- ② 校長は、部設置に当たっては、今後の生徒数の推移等を踏まえて、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取り組みを推進する。
- ③ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部及び部活動を補完する活動の内容を把握し、生徒が健康で安全にスポーツ活動や文化的活動等を行い、教職員の負担が過度とならないように適宜、指導及び是正を行う。
- ⑤ 校長は、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。
- ⑥ 部活動指導員は、学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえて、学校の設置者が任用し、配置する。

部活動指導員とは、

学校教育法施行規則により『中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する』学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。

学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期に置いて研修を受ける。

(3) 地域・保護者との連携

- ① 校長は、生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、地域・保護者との連携に努め、生徒や保護者が部活動に関する心配や不安について顧問や学校に相談しやすい雰囲気醸成する。
- ② 校長は、学校と地域がともに生徒を育てるという視点に立ち、外部指導者として学校支援を希望する地域人材の発掘と活用に努める。
- ③ 校長及び顧問は、年度初め及び新チーム発足時などの機会をとらえて、年間1～2回程度の部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校の活動方針、各部の活動方針及び年間計画を示し、理解と協力を得る。
- ④ 部指導者が配置されている場合には、原則として部活動保護者会で紹介する。また、久慈地区中学校体育連盟に登録された外部指導者、活動支援員についても同様とする。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

- ① 校長及び顧問は、部活動の実施に当たって、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと事を正しく理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。
- ③ 顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに燃え尽き症候群に陥ることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるように、スポーツ医・科学の見地を踏まえて適切な指導を行う。
- ④ 顧問は、専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における身体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導の実施

- ① (1)①については、文化部においても同様の考え方に基づく指導を行う。
- ② (1)②については、特に生涯を通じて文化的活動等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が燃え尽き症候群に陥ることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 部活動休養日及び活動時間の基準

- ① 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（日本体育協会 平成29年12月18日）」も踏まえ、下記を基準とし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

部活動休養日及び活動時間の基準

- 1 1週当たり2日以上 of 休養日を設ける。休養日は平日1日以上、週休日1日以上とする。原則として土日のいずれかおよび月曜日とする。
- 2 1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、大会参加や練習試合への参加は除くものとする。
- 3 学校閉庁日は休養日とする。

(附則)

- ※1 部活動を補完する活動（父母会練習・スポーツ少年団活動）が行われる場合は、部活動時間と合わせて、活動日と活動時間の基準を超えない活動とする。
- ※2 長期休業中の活動は、この基準に準じた扱いとする。
- ※3 生徒が部活動以外の多様な活動ができるよう、部活動毎にある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ※4 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替える。
- ※5 学校休業日に大会や練習試合への参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の活動日の活動時間をもって調整する。
- ※6 活動時間には、移動時間や準備、片付け等の時間は含まない。
- ※7 気象状況により活動予定日を休養日とした場合、他の日で活動日を調整することができる。
- ※8 部活動毎に活動の実態を考慮し、月間・年間単位での活動頻度を調整しながら、活動時間の目安や参加する大会の数の上限の目安の設定に努める。中総体及び新人大会、その他の競技団体主催の大会等への参加は、1か月当たり1大会を目安とし、年間では多くとも12大会までとする。
- ※9 全校トレーニング、自主トレーニングはこの基準に該当しないものとする。
- ※10 定期試験前の一定期間は、部活動休養日とする。
- ※11 部毎のミーティングや集会については休養日と同等の扱いとする。
- ※12 優秀な成績により県強化指定を受けた個人及び団体の強化練習への参加については、生徒への負担が過重とならないよう協議し、休養日の調整を行う。

② 校長は、学校の部活動方針の策定にあたっては、国のガイドラインにおいて設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、「久慈市中学校部活動運営方針」に則り、部活動休養日及び部活動時間を設定し、公表する。

また、参加する大会等を精査する等、生徒の教育上の意義や生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう各部の活動状況を把握し、適宜、指導・是正を行い、その運用を徹底する。

(2) 健康への配慮

- ① 顧問及び指導者は、活動時間帯の気象情報を的確に収集し、生徒の身体に害を及ぼす恐れがある気象状況下においては、活動を原則として行わない。
- ② 大会や対外試合においても、生徒の身体に害を及ぼす恐れがある気象状況下においては、主催する関係団体と連携を図り、大会等の延期や見直しなどの措置を適切に判断する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- ① 校長は、運動・スポーツの苦手な生徒や障がいのある生徒でも、友達と楽しめたり、適度の頻度で行えたりする運動部の設置や文化芸術に親しめる部の設置など、多様なニーズを踏まえ生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。
- ② 校長は、学校外のスポーツ活動や文化的活動に取り組む生徒に配慮した取り組みを推進する。
- ③ 校長は、生徒数の減少により、自校の単独チーム編成によって競技大会への参加要件を満たすことができなかつた場合には、他校との合同チームによる参加が可能となる取組を推進する。

- ④ 校長は、生徒数の減少により、特定の競技の部を設けることが困難な場合には、他校における合同部活動への参加、部活動の休止または廃止等の必要な措置を関係者と連携を図り決定する。

(2) 運動部活動における地域との連携

- ① 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体やスポーツ少年団との連携を図り、保護者の理解と協力による学校と地域がともに生徒を育成するという観点に立った、地域におけるスポーツ環境の整備を推進する。
- ② 校長は、学校と地域・保護者がともに生徒の健全な成長のために教育とスポーツ環境の充実を図るパートナーであるという考えのもとで、地域と連携した取り組みを推進することの意義を、関係者及び保護者に周知し理解と協力を促す。

(3) 文化部活動における地域との連携

文化部活動においても、上記の(2)運動部活動における地域との連携と同様の考え方に基づく取組を行う。

6 その他

本部活動方針については、国や県、市などの動向に留意し、生徒や職員、保護者・地域などの意見や要望を大切にしながら、必要に応じて見直しを図る。